

第2回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年2月3日(月)
開会 15時00分
閉会 16時00分

2. 場 所 伊万里市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	渕上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 3番 岩橋 重幸

9番 渕上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第6号	農地法第5条の申請について
議案第7号	農地法第4条及び第5条の申請について
議案第8号	農地法第4条の申請について
議案第9号	農地法第3条の申請について
議案第10号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第11号	共有者不明農地に係る公示について

8. 報告事項

報告第5号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第6号	農地利用集積等促進計画[農地中間管理事業【借受者の変更】]について
報告第7号	農地等の形質変更届出について
報告第8号	非農地証明願について
報告第9号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 岩橋 重幸委員、9番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>共有者不明農地に係る公示について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業 【借受者の変更】〕について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第8号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第9号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>16件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の申請についてですが、4番については、〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきますので4番を先に審議し、残りの5番から6番について4番の後、審議したいと思います。それでは、〇〇委員、退出をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは、議案第6号 4番について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第6号	農地法第5条の申請について	3件	議案第7号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件	議案第8号	農地法第4条の申請について	1件	議案第9号	農地法第3条の申請について	11件	議案第10号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	28件		農地中間管理事業	4件		公社への売渡	1件	議案第11号	共有者不明農地に係る公示について	1件	報告第5号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件	報告第6号	農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業 【借受者の変更】〕について	2件	報告第7号	農地等の形質変更届出について	1件	報告第8号	非農地証明願について	1件	報告第9号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	16件
議案第6号	農地法第5条の申請について	3件																																									
議案第7号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件																																									
議案第8号	農地法第4条の申請について	1件																																									
議案第9号	農地法第3条の申請について	11件																																									
議案第10号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																										
	利用権設定 通年	28件																																									
	農地中間管理事業	4件																																									
	公社への売渡	1件																																									
議案第11号	共有者不明農地に係る公示について	1件																																									
報告第5号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件																																									
報告第6号	農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業 【借受者の変更】〕について	2件																																									
報告第7号	農地等の形質変更届出について	1件																																									
報告第8号	非農地証明願について	1件																																									
報告第9号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	16件																																									
事務局	<p>議案第6号 4番についてご説明します。 議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから3ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。</p>																																										

事務局	農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当します。 議案第6号 4番については以上です。
議長	それでは4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地は東側が道で側溝がありますので、雨水は側溝を利用することになります。まわりは宅地ですので農地に影響することはなく問題ないです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。 (〇〇委員 着席) 続きまして、議案第6号 残りの5番から6番について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号 残りの5番から6番についてご説明します。 議案は1ページ、5番になります。 図面は4ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が長屋住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 続きまして、議案は1ページ、6番になります。 図面は20ページから23ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第6号 残りの5番から6番については以上2件です。
議長	それでは5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	特に問題ないと思いましたので承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員	<p>ここは、周りは全て住宅です。側溝もあり、水の流れも問題ないです。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 2番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は24ページから28ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が貸駐車場として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第7号 については以上1件です。</p>
議長	<p>2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地は〇〇さんの土地と〇〇さんの土地が入り組んでいるため、面積をやり取りしようということになったそうです。駐車場をまっすぐにして、利用するということでの申請です。区長さん、生産組合長さんの承諾もあり私も特に問題ないと思ひましたので承諾しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませぬか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 1番について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>図面は29ページから32ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が植林及び管理倉庫として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第8号 については以上1件です。</p>

議長	1 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	農地に杉を植えたということで来られました。場所がわからなかったため一緒に行きました。ため池の上の元は梨畑でした。周りは全部杉で山林になっているので問題ないと思います。
議長	<p>1 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第 4 条の申請 1 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 9 号 農地法第 3 条の申請についてですが、6 番については、〇〇委員及び〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく、議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきますので 6 番を先に審議し、残りの 7 番から 1 6 番について 6 番の後、審議したいと思います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、退出をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員、〇〇委員 退出)</p> <p>それでは、議案第 9 号 6 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号 6 番について御説明いたします。</p> <p>議案は 4 ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第 9 号 6 番については以上です。</p>
議長	<p>6 番について議案の 4 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第 9 号 6 番については許可といたします。</p> <p>〇〇委員、〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇委員、〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第 9 号 残りの 7 番から 1 6 番について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第9号 残りの7番から16番について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページから6ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第9号 残りの7番から16番について以上10件です。</p>
議長	<p>議案第9号 について議案の4ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第9号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年28件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の7ページから12ページに明細書を、13ページから29ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が19名、貸付人が27名で、面積は田が78,731㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第10号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の30ページに明細書を、31ページから34ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が17,576㎡、畑が14,073㎡、貸付人4名、借受人4名と</p>

事務局	<p>なっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第10号 農地中間管理事業については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）4件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の35ページに明細書を、36ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは1月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっております。田が2筆、面積が5,153㎡、畑が2筆、面積が3,989㎡となっております。</p> <p>議案第10号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 共有者不明農地に係る公示について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 共有者不明農用地等に係る公示について御説明します。</p> <p>議案は37ページです。</p> <p>まず、共有者不明農用地等とは所有者が死亡等により確知できず、その土地の共有者についても確知できない土地になります。そこで市役所やホームページにおいて公示等を行うことにより、農地中間管理機構への貸付が可能となるものです。</p> <p>今回、申請地について農地中間管理事業による農用地等の借り受け希望の申し出がありましたが、所有者が死亡していたため、共有者の探索を行いました。探索の結果、相続人全員が相続放棄し、かつ相続財産清算人が選任されていなかったため、農地法第32条第3項の規定により公示を行うものです。</p>

	議案第11号共有者不明農用地等に係る公示については以上です。
議長	<p>議案第11号 共有者不明農用地等に係る公示について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第11号 共有者不明農用地等に係る公示) については承認されました。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。 議案は39ページから40ページになります。</p> <p>5件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第5号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第6号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] について御説明いたします。</p> <p>議案は41ページになります。 地区農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。 農用地利用集積計画書を42ページに掲げております。</p> <p>報告第6号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第6号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業【借受者の変更】] について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第7号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	報告第7号 について御説明します。

事務局	<p>議案の43ページ 3番になります。 図面は33ページから39ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 農地の切り下げをして、野菜を作付け畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第7号 については以上です。</p>
議長	3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	元梨園になります。泥をとって畑にされるとのことです。
議長	<p>報告第7号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第8号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 非農地証明願について御説明します。</p> <p>議案の44ページ、1番になります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 〇〇〇頃、植林されたものです。 登記地目は畑、現況地目は山林となっています。職員で現地確認を行い、樹齡が20年以上経過していることが確認できました。</p> <p>報告第8号 非農地証明願については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第8号 非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第9号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号 について御説明いたします。 議案は、45ページになります。</p> <p>1番から2番及び7番から16番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>3番から6番については農地パトロール等にて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p>

	報告第9号 についての説明は以上です。
議長	報告第9号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第2回農業委員会会議を閉会します。

